

## 1月広報事項①

### 【件名】

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

### 【内容】

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。令和2年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。**令和2年1月31日（金）**までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告にあたっては、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用できます。詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。eLTAX ヘルプデスク（0570-081459）までお問い合わせください。期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

## 1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和2年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和2年1月31日（金）



- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

eLTAX

ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

ヘルプデスク

☎ 0570-081459 ハイシンヨク（左記電話番号につながらない場合：☎03-5521-0019）

9：00から17：00（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 1月広報事項②

### 【件名】

### 1月のeLTAX 休日運用日のお知らせ

### 【内容】

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

## 1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

### <eLTAX 1月の休日運用日>

1/18（土）、1/19（日）、1/25（土）、1/26（日）

### <eLTAX 利用時間>

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※1/15（水）～1/31（金）はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

### <利用手続きについてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459 <sup>ハインコール</sup>（左記電話につながらない場合：03-5521-0019）  
9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。

詳細はホームページをご覧ください。

### <申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

### ●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 1月広報事項③

### 【件名】

#### 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

### 【内容】

令和2年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）、当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額されます。

減額の対象となる住宅の要件として、令和2年3月31日までの間に新築された住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）が必要です。

減額を受けるには申告が必要です。23区内の住宅については、「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類（認定通知書の写し等）とともに、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、当該住宅の所在する区にある都税事務所へ申告してください。

23区外の住宅を新築した場合の手続きは、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

### 減額の対象となる住宅

- ① 令和2年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

### 減額される期間・税額

**減額される期間** 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

**減額される税額** 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## 1月広報事項④

### 【件名】

### 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

### 【内容】

令和2年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格(評価額)から1,300万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

この特例適用の対象となる住宅の要件として、令和2年3月31日までの間に取得した住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)が必要です。

認定長期優良住宅についての特例適用を受けるためには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

## 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格\*から1,300万円(価格\*が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

※住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

### 特例の対象となる住宅 \*長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

- ① 令和2年3月31日までの間に取得した住宅であること  
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

### 【税額の算出方法】

住宅の価格\* - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 ×  $\frac{3}{100}$  (税率) = 税額

※住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、  
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

## 1月広報事項⑤

### 【件名】

### 住宅用地の申告はお済みですか？（23区内）

### 【内容】

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、固定資産税・都市計画税（23区内）が軽減されます。

次の①～⑥のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。「固定資産税の住宅用地等申告書」（①～⑤の場合）または「固定資産税の被災住宅用地等申告書」（⑥の場合）に必要事項をご記入のうえ、令和2年1月31日（金）までに、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替える場合
- ④ 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合
- ⑤ 土地の用途（利用状況）を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班までお問い合わせください。

23区内に土地をお持ちの方へ

## 住宅用地の申告はお済みですか？（23区内）



～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅を新築・増築した場合</li><li>○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合</li><li>○ 住宅を建て替える場合</li><li>○ 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合</li><li>○ 土地の用途（利用状況）を変更した場合</li><li>○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合</li></ul>
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	令和2年1月31日（金）

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

## 1 月広報事項⑥

### 【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

### 【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

#### ◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
  - ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること(2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。)
  - ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること  
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内(令和2年4月1日から令和2年12月31日までに新築した場合は、令和3年3月31日まで)に取り壊されている必要があります。)
  - ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
  - ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
  - ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
  - ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までであること
  - ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(新築された日が1月1日であるときは、同日)において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
- (※) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。  
詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

### 【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

### 【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

### 【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

## 1月広報事項⑦

### 【件名】

### 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

### 【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

## 法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和3年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和2年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

## 1 月広報事項⑧

### 【件名】

### 大法人の電子申告が義務化されます

### 【内容】

大法人が提出する令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されます。

## 大法人の電子申告が義務化されます

大法人が提出する令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されます。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

### ■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

### ■ 対象法人

大法人とは、以下の (1) 及び (2) に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

### ■ 適用開始事業年度

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

### ■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

### ●詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



# 1月広報事項⑨

【件名】

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

【内容】

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

## 令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

### 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

- (1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします（営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。）。

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「**自家用乗用車**」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

自家用	
登録車	軽自動車
非課税	非課税
1%	
2%	1%

### 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

- (1) 自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は自動車税と同様です。
- (2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	<b>25,000円</b>
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	<b>30,500円</b>
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	<b>36,000円</b>
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	<b>43,500円</b>
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	<b>50,000円</b>
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	<b>57,000円</b>
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	<b>65,500円</b>
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	<b>75,500円</b>
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	<b>87,000円</b>
6,000cc超	111,000円	<b>110,000円</b>



【お問い合わせ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066（平日9時～17時）

## 1月広報事項⑩

### 【件名】

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

### 【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の<公売情報>（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>）をご覧ください。主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）までお問い合わせください。

# インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和2年1月7日（火）13時～令和2年1月21日（火）23時	
入札期間	令和2年1月27日（月）13時～ 令和2年1月29日（水）23時	令和2年1月27日（月）13時～ 令和2年2月3日（月）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> [http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail\\_magazine.html](http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html)

主税局 メールマガ

検索

## 1月広報事項①

【件名】

● **e L T A X 電子納税がさらに便利になりました**

【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、e L T A X 電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

2019年10月から

### 地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ **ダイレクト納付**が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○ **全国**の自治体に**一括**電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○ 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



## 1月広報事項⑫

### 【件名】

### 点字で課税の内容をお知らせします

### 【内容】

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割です。お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先です。

ご希望の方は、東京都主税局相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。令和2年2月28日（金）までにご連絡をいただいた方には、令和2年度分から点字のお知らせを同封します。

なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

## 点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	令和2年2月28日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和2年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925